



《会計・税務の知識》 法人事業税の資本割の計算

はじめに

法人事業税の計算として3回に分けてご紹介してきました。3回目の今回は、外形対象法人の資本割の課税標準・税率についてご紹介します。

1. 外形対象法人

外形対象法人とは、期末資本金の額が1億円を超える法人（注）をいい、所得割だけでなく、付加価値割と資本割の3つの合計により事業税が課されます。

（注）一定の法人を除きます。

2. 課税標準額

資本割の課税標準である資本金等の額は、原則として法人税法に規定する資本金等の額と一致します。無償減資、無償増資等を行った場合には、調整後の金額となります。

ただし、清算中の法人については、資本金等の額はないものとみなします。

3. 資本金等の額の算定

イ 資本金等の額と資本金+資本準備金との比較（改正項目）

平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金等の額に一定の無償減資無償増資を加減算した金額が、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金に満たない場合には、資本金等の額は、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金又は出資金の額となります。

ロ 特定子会社の株式等

親会社の総資産のうち特定子会社の株式の帳簿価額の占める割合が50%を超える場合には、資本金等の額から一定の算式により計算した金額を控除します。

ハ 資本金等の額が1,000億円を超える場合の圧縮措置

資本金等の額が1,000億円を超える法人の資本割の課税標準は、下記の金額の区分によって資本金等の額を区分し、各区分に応ずる率を乗じて計算した金額の合計額とします。

（資本金等の額が1兆円を超える場合には1兆円となります。）

1千億円以下	100%
1千億円を超え5千億円以下	50%
5千億円を超え1兆円以下	25%

※1兆円の場合は、4,250億円となります。

ニ 事業年度が1年未満の場合

事業年度が1年に満たない場合には、月数按分を行います。

ホ 収入金額課税事業を併せて行う場合。

収入金額課税事業（電気供給業・ガス供給業・保険業）を併せて行う場合には、一定の計算を行います。

ヘ 非課税事業を併せて行う場合

非課税事業（鉱物の掘採事業等）を併せて行う場合には、一定の計算を行います。

ト 特定内国法人の場合

特定内国法人（内国法人で国外に事業所を有している法人）の場合には、一定の計算を行います。

4. 税率

資本割の税率は、下記の税率の区分となります。また、平成27年の税制改正により平成27年4月1日以降に開始される事業年度から税率の改正が行われました。

【標準税率】

平成27年3月31日まで	0.21%
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日までに 開始する事業年度	0.315%
平成28年4月1日以後 開始する事業年度	0.525%

※都道府県により超過税率を採用している場合がありますので、所轄の都道府県にご確認ください。

おわりに

外形標準課税シリーズは今回で最後となります。皆様の参考になりましたら幸いです。

（担当：山川）